



世界遺産の古都 マラッカ

2024年マレーシア視察報告会

ガバナンス研究科一期生
山崎英昭



◆街の基礎情報

場所：マレーシア西海岸

人口：58万（2019年時点）

景色：旧市街やオランダ広場などに歴史的建築が残り、街の中心にある丘からはマラッカ海峡を一望できる。

人々：おおらかで親切。街の歴史や文化を大切にしている。

産業：観光、小売業など

街の交通：バス、タクシー、トライショー

行き方：日本からはクアラ Lumpur を経由して行くことができます。クアラ Lumpur から高速バスで約1時間半～2時間、マラッカのバスターミナルから旧市街まではローカルバスで約10分です。

通貨：リンギット、1リンギット=31円

（2024年2月28日現在）

世界遺産とは



世界遺産とは、地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から現在へと引き継がれ、そして私たちが未来の世代に引き継いでいくべきかけがえのない宝物です。

UNESCOは、世界遺産を”人類共通の遺産”として保護・保全していくための国際的な協力体制を築く国際条約として、1972年第17回UNESCO総会にて「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（通称：世界遺産条約）を採択しました。

世界遺産条約の誕生



1960年代、UNESCOはアスワンハイダムの建設によってナイル川流域にあったヌビア遺跡を水没の危機から救うためにこの遺跡群を移築して保存する救済キャンペーンを行いました。

このときに「人類共通の遺産」という考え方が広がり、1972年、「世界遺産条約」の採択へとつながっていきました。

世界遺産の種類

①文化遺産

顕著な普遍的価値を有する、記念物、建造物群、遺跡、文化的景観など

例) インドのタージ・マハル、ドイツ連邦共和国のケルン大聖堂など

②自然遺産

顕著な普遍的価値を有する、地形や地質、生態系、絶滅のおそれのある動植物の生息・生育地など

例) タンザニア連合共和国のキリマンジャロ国立公園、アメリカ合衆国のイエローストーン国立公園など

③複合遺産

文化遺産と自然遺産の両方の価値を兼ね備えているもの
例) ギリシア共和国のメテオラ、グアテマラ共和国のティカル国立公園など

登録までの流れ

①条約締約国の推薦

国内の世界遺産候補物件リスト(暫定リスト)の中から条件が整ったものを世界遺産委員会に推薦。

②専門機関による調査

文化遺産は国際記念物遺跡会議(ICOMOS)、自然遺産は国際自然保護連合(IUCN)が調査。

③世界遺産委員会(原則年1回)

専門機関からの報告書をもとに世界遺産リストに登録するかどうかを決定。

世界遺産委員会は、条約締約国21カ国の代表から構成され、新規に世界遺産に登録される物件や拡大物件、「危機にさらされている世界遺産」(危機遺産)などの登録および削除、また、登録された遺産のモニタリングや技術支援、ワールド・ヘリテージ・ファンド(世界遺産基金)の用途などを審議、決定を行っています。

登録の基準

世界遺産リストに登録されるためには、「世界遺産条約履行のための作業指針」で示されている下記の登録基準のいずれか1つ以上に合致するとともに、真実性(オーセンティシティ)や完全性(インテグリティ)の条件を満たし、締約国の国内法によって、適切な保護管理体制がとられていることが必要です。

- (i)
人間の創造的才能を表す傑作である。
- (ii)
建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
- (iii)
現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。
- (iv)
歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。

登録の基準

- (v)
あるひとつの文化(または複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)
- (vi)
顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。
- (vii)
最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
- (viii)
生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
- (ix)
陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- (x)
学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

登録の基準

※なお、世界遺産の登録基準は、2005年2月1日まで文化遺産と自然遺産についてそれぞれ定められていましたが、同年2月2日から上記のとおり文化遺産と自然遺産が統合された新しい登録基準に変更されました。

文化遺産、自然遺産、複合遺産の区分については、上記基準(i)～(vi)で登録された物件は文化遺産、(vii)～(x)で登録された物件は自然遺産、文化遺産と自然遺産の両方の基準で登録されたものは複合遺産とします。

暫定リスト

世界遺産条約を締約した国は、将来世界遺産リストに登録する計画のある物件を「暫定リスト」としてUNESCOに提出します。

事前に暫定リストに記載されていないと、世界遺産委員会へ推薦書を提出しても審査されません。

なお、世界遺産リストへの推薦は、各締約国政府が責任を持って行うもので、個人や団体による推薦はありません。

マレーシアと日本の世界遺産

日本

- 姫路城 (1993)
- 屋久島 (1993)
- 法隆寺地域の仏教建造物 (1993)
- 白神山地 (1993)
- 古都京都の文化財 (京都市、宇治市、大津市) (1994)
- 白川郷・五箇山の合掌造り集落 (1995)
- 原爆ドーム (1996)
- 厳島神社 (1996)
- 古都奈良の文化財 (1998)
- 日光の社寺 (1999)
- 琉球王国のグスク及び関連遺産群 (2000)
- 紀伊山地の霊場と参詣道 (2004)
- 知床 (2005)
- 石見銀山遺跡とその文化的景観 (2007)
- 小笠原諸島 (2011)
- 平泉－仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－ (2011)
- 富士山－信仰の対象と芸術の源泉 (2013)
- 富岡製糸場と絹産業遺産群 (2014)
- 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業 (2015)
- ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献－ (2016)
- Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region (2017)
- Hidden Christian Sites in the Nagasaki Region (2018)
- Mozu-Furuichi Kofun Group: Mounded Tombs of Ancient Japan (2019)
- Amami-Oshima Island, Tokunoshima Island, Northern part of Okinawa Island, and Iriomote Island (2021)
- Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan (2021)

マレーシア

- キナバル自然公園 (2000)
- グヌン・ムル国立公園 (2000)
- マラッカとジョージタウン、マラッカ海峡の古都群 (2008)
- レンゴン溪谷の考古遺跡 (2012)

マラッカとジョージタウン、マラッカ海峡の古都群



マレーシア

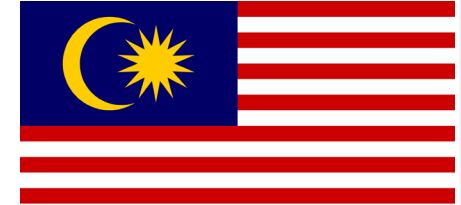
参考: [1223bis](#)

登録年: 2008

登録基準: [\(ii\)](#) [\(iii\)](#) [\(iv\)](#)

核心ゾーン: 154.6800 Ha

バッファゾーン: 392.8000 Ha



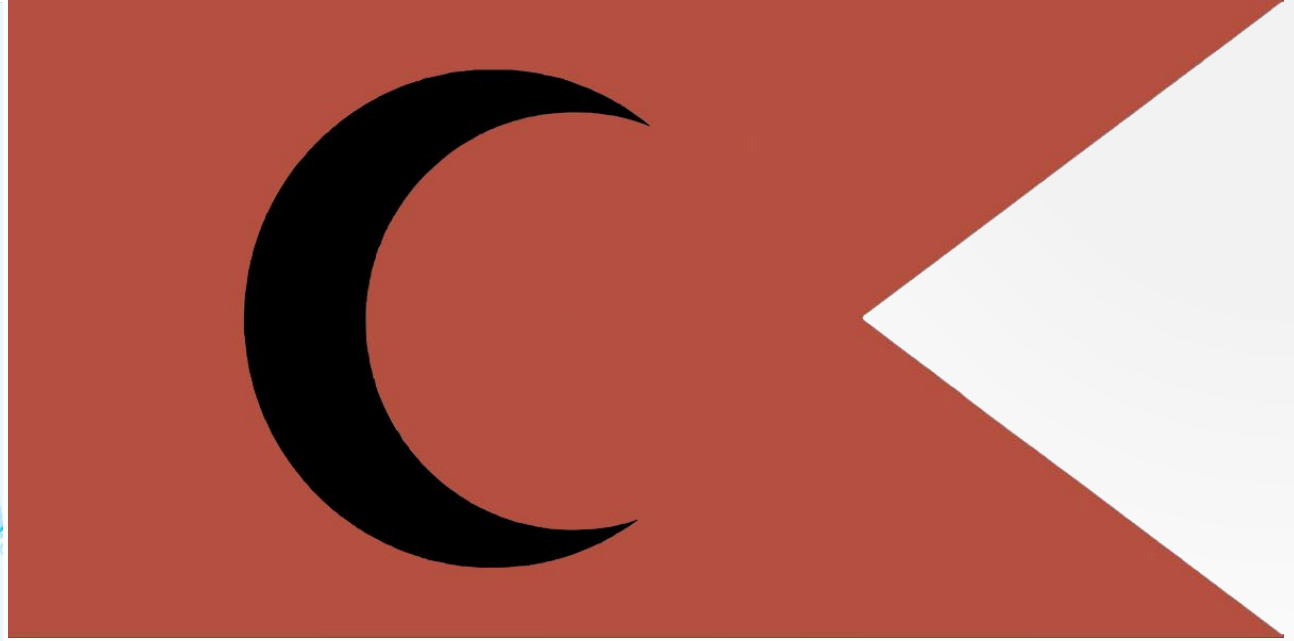
マラッカ海峡に面したマラッカとジョージタウンは、東西間の貿易・文化交流を通じ、500年以上にわたって発展を遂げてきた交易都市。

15世紀以降、その地理的な優位性と富を求めたポルトガル、オランダ、英国などの列強に支配された。

マラッカの政府庁舎や教会、広場、要塞などは、15世紀にスルタンの領土だったこの町が、16世紀初期にポルトガルやオランダに支配された歴史を物語る。

一方、ジョージタウンでは、住居や商業用施設などが18世紀末からの英国統治時代の名残をとどめる。

西洋と東洋の有形無形の文化が重層的に融合した両都市の景観は、東アジアや東南アジアでは比肩する場所がない異国情緒あふれる独特な風景である。



マラッカ王国

15世紀から16世紀初頭にかけてマレー半島南岸に栄えたマレー系イスラム港市国家(1402年※ - 1511年)。

※1396年との説もある

漢籍史料では満刺加と表記される。

16世紀初頭にマラッカに滞在し、『東方諸国記(ポルトガル語版)』を著したポルトガル人トメ・ピレス(英語版)によれば、「マラッカ」の語源は「隠れた逃亡者」に由来するとされている。

マラッカ王国

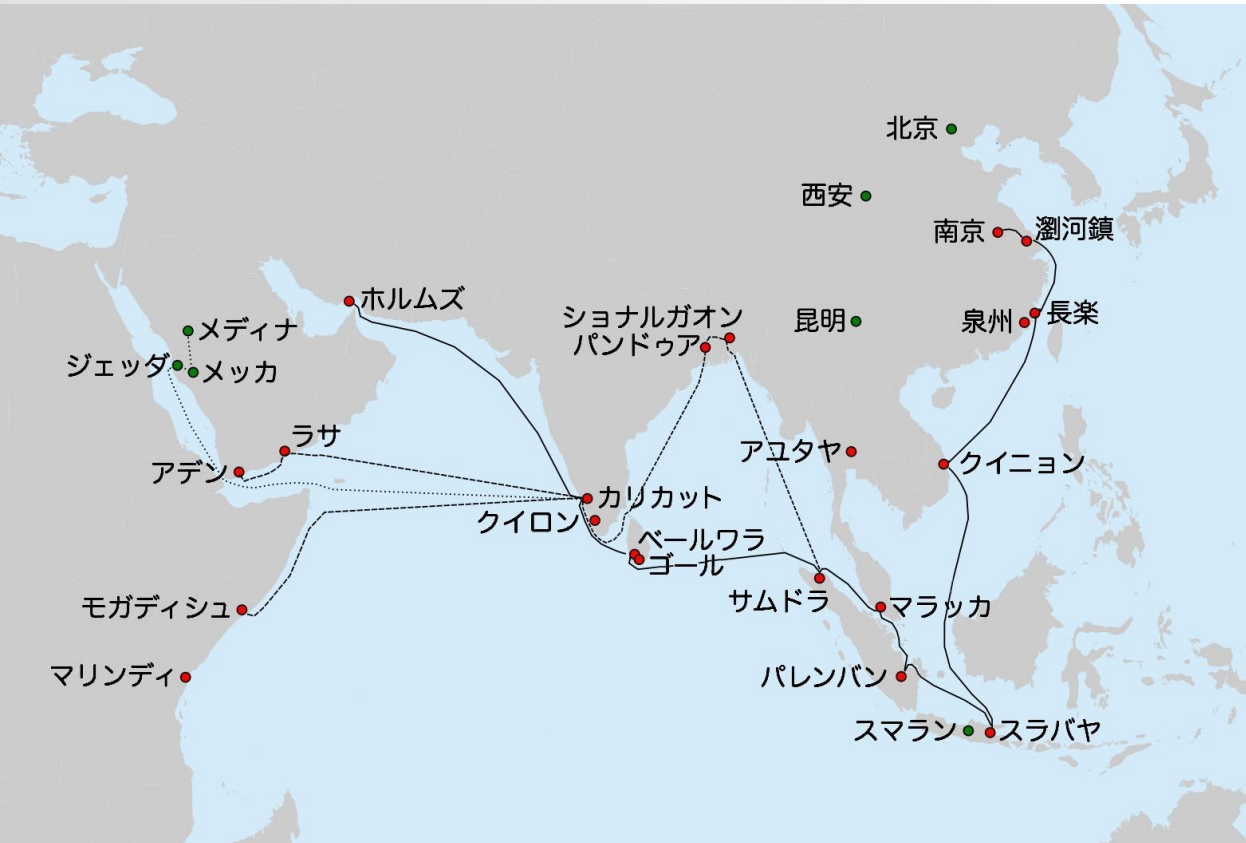
マラッカはマレー半島マの南西部の海港としてインド洋と南シナ海を結ぶ海の道の要衝であった。建国神話（『マラヤ編年記』）によると、その始祖はアレクサンドロス大王の血を引いており、その国は「黄金の国（スヴァルナプーミ）」といわれ、はじめスマトラ島のパレンバンにあったが、シンガポール島を経てマレー半島のマラッカに移り、14世紀末に王国を築いたという。

マラッカ王国はマレー半島からスマトラ島の一部を支配したマレー人国家で、マラッカ海峡に面した港市国家として繁栄した。交易に有利な地点を占めたことから、マラッカ王国は周辺の海洋民族を従えていったが、そのころ有力であったタイのアユタヤ朝には服従した。

15世紀になると中国の明の使節が来航し、朝貢を求めるようになった。



鄭和の来航と中国への朝貢



Originally by Vmenkov on 2010-08-24, based on the blank map File:Asie.svg (ver. 1) by User:Historicair - <http://commons.wikimedia.org/wiki/File:Zheng-He-7th-expedition-map.svg>投稿者自身による著作物, CC 表示-継承 3.0, <https://commons.wikimedia.org/w/index.php?curid=153613971>による

1405年に始まった、永楽帝による鄭和のインド洋への派遣では、鄭和艦隊はマラッカ海峡を経てインドへの進出をはかり、マラッカに寄港している。

鄭和艦隊はマラッカを補給基地として重視し、マラッカ国王もまた明に対して朝貢を行い、永楽帝からマラッカ国王に封じられ、印章と勅語を受けている。

中国史料には「満刺加」として出てくる。

マラッカ王国も鄭和の来航を期に急成長し、ジャワ島のヒンドゥー教国マジャパヒト朝と対抗してその商業活動を抑え込み、インド洋と南シナ海の中継貿易を行い、東南アジア最大の貿易拠点として繁栄した。

イスラーム化

鄭和の来航でマラッカ王国での交易が活発になると、ムスリム商人との交渉も活発になり、このころからイスラーム教が急速に広がった。

1414年ごろ国王ムラト＝イスカンダル＝シャーは初めてイスラーム教に改宗し、国王はスルタン（サルタン）として統治するようになった。

スルタンの下に、世襲の最高司令官（ブンダハラ）と大蔵大臣、侍大将、警察長官にあたる官僚制が形成され、多くの港市の外来商人や原住民の部族村落が管理されていた。

マラッカ王国の交易品

これによってマラッカはムスリム商人の東アジア進出の拠点として海上貿易で大いに繁栄することとなった。マラッカには三方の地域から物産が集まった。

西方インドからは、綿織物・アヘンが、東方中国からは陶磁器・絹織物・武器などがもたらされ、現地東南アジアからは香料・象牙・白檀・獣皮・樹脂・金・スズ・銅・硫黄・真珠母・貝・鼈甲・さんごなどの特産品がインドと中国に輸出された。特にモルッカ諸島の丁子などの香辛料は珍重されていた。

また琉球王国の商人も姿を現していた。ポルトガルなどのヨーロッパの商人が登場する以前に、このような広範囲で活発な交易が行われていたことは十分に認識しておく必要がある。

またマラッカ王国がイスラーム化したことによって、ムスリム商人の東南アジアでの活動がさらに盛んになり、東南アジアのイスラームがさらに進むこととなった。

歴代宝案訳注本

1-41-01 琉球国王より満刺加国あて、呉実堅等を遣わして速やかな交易を請う咨 (一四六三、八、四・天順七年)

1-41-01 琉球国王より満刺加国あて、呉実堅等を遣わして速やかな交易を請う咨 (一四六三、八、四)

琉球国王、満刺加国王殿下に咨す。

蓋し聞く、交聘睦隣は為邦の要にして、貨財生殖は富国の基なり。邇ごろ賢王の起居の康裕なるを審らかにし、深く以て慰と為す。且つ敝邦と貴国と西よりし東よりすと云うと雖も、礼信の往来、未だ嘗て少しも替らず。曩の歳復た厚恵を蒙り、懐に銘刻す。茲者特に正使呉実堅等を遣わし、礼物を齎し詣前し酬献せしめて以て寸忱を叙ぶ。伏して少留するを希う。亦た微貨有り、載装前来し殊方の土産を貿易す。煩わくは属に令行して早やかに買売を与し、風時に赶趁して回還し利便ならしめんことを。須らく咨に至るべき者なり。

今礼物を開す

色段五匹 青段二十匹

腰刀五把 扇三十把

大青盤二十個 小青盤四百個

青碗二千個

右、満刺加国に咨す

天順七年 (一四六三) 八月初四日

控之羅麻魯 恭字号

正使呉実堅、副使那嘉・明泰、通事田泰・鄭傑を差わす

歴代宝案訳注本

1-41-01 琉球国王より満刺加国あて、呉実堅等を遣わして速やかな交易を請う咨 (一四六三、八、四・天順七年)

注(1) 満刺加国 マラッカは、マレー半島西岸の港市で、「満刺加」はその漢字表記である。十五世紀初頭ごろまでにパレンバン出身の王族が建国した。タイのアユタヤ朝の度重なる攻撃に対し、明朝の対外積極策を好機としてこれに頼って撃退した。マラッカについては『明実録』に関連記事が多くある。マラッカ海峡に面した国際貿易港として経済的発展を遂げ、強大な王国となった。国王と在位年代について、和田久徳氏は、①パラメーシュヴァラ Paramesvara (一四〇一以前～一四一三/一四) ②ムガト=イスカンダル=シャー Megat Iskandar Shah (一四一三/一四～一四二三) ③シュリー=マハーラージャ Sri Maharaja (一四二三～一四四四) ④シュリー=パラメーシュヴァラ=デーヴァ=シャー Sri Paramesvara Deva Shah (一四四四～一四四五) ⑤ムザッファール=シャー Muzaffar Shah (一四四五～一四五六/五九) ⑥マンスール=シャー Mansur Shah (一四五六/五九～一四七七) ⑦アラーウッディーン 'Ala' u' d-din (一四七七～一四八〇頃) ⑧マフムド=シャー Mahmud Shah (一四八〇頃～一五一一) としている。これに対し生田滋氏は、①パラメスワラ ②ムガット・イスカンダル・シャー ③スリ・マハラジャ ④スリ・パラメスワラ・デーヴァ・シャー、称号を改めてムザファール・シャー ⑤マンスール・シャー ⑥アラー・ウツ・ディーン ⑦マフムド・シャー、としている。マラッカは、ムザファール=シャーのころに本格的にイスラム化し、東南アジアのイスラム化の基地となった。一五一年、ポルトガルの占領により王国時代が終わった。文献として、トメ・ピレス『東方諸国記』生田滋他訳注(岩波書店、一九六六年〔特に三七七-四九八頁、五七五-五九六頁〕)、生田滋「マラッカ王国における国家形成の過程」(山本達郎編『東南アジアにおける権力構造の史的考察』竹内書店、一九六九年)、和田久徳「モスLEM国家マラッカの成立」(『東洋史研究』三四-二、一九七五年)、同「マラッカ国諸王の在位年代」(『お茶の水女子大学人文科学紀要』二九、一九七六年)、等がある。

(2) 為邦 くにを守ること。

(3) 曩の歳復た厚恵を蒙り 『歴代宝案』は全体として正統八年(一四四三)から天順四年(一四六〇)までの文書を欠いている。しかし本文書以前に、琉球とマラッカ間に頻繁な往来があったと思われる。例えばトメ・ピレス『東方諸国記』は、マラッカ王ムザッファール=シャー(注(1)参照)の時期にレキオ人と関係が緊密であったことを記す。

(4) 控之羅麻魯 こしらまる。船の琉球名については〔一六-二一〕注(11)参照。

ポルトガルの侵攻により滅亡

1498年、バスコ＝ダ＝ガマがインドのカリカットに到着して以来、ポルトガルのアジアへの進出が始まった。

1510年にインドのゴアを占領したインド総督アルブケルケは、早くも翌1511年来航、マラッカの王宮を武力攻撃し占領した。

マラッカ王は抵抗したが王宮を逃れ、マレー半島の南を転々とした後、南端のジョホールにたどりつき、そこにジョホール王国を建てた。

マラッカ王国はこうして滅びたが、その後身のジョホール王国のスルタン位は現在のマレーシア連邦でも継承されている。

ポルトガルはマラッカから南シナ海に進出して中国商人と接触、マカオを拠点として、日本にも進出、鉄砲や火薬、中国からの生糸などを独占して、南蛮貿易を展開した。

しかし、ポルトガルのマラッカ支配は交易拠点として留まっており、広い地域を植民地支配するものではなかった。

そのため、マラッカの拠点も孤立化し、1641年にオランダが進出してポルトガルを追い出し、東インド会社の支配下に収めた。

マラッカの植民地化

ポルトガル・オランダ進出の影響

マラッカ海峡が1511年にポルトガル、1641年にオランダに抑えられた結果、インド洋を通過して南シナ海で活動していたイスラーム商人は、マラッカ海峡を避けて、スマトラ島とジャワ島間のスンダ海峡を通るようになった。そのため、イスラーム商人の活動拠点として、従来のスマトラ島北端のアチェ王国に加え、ジャワ島西部のバンテン王国、東部のマタラム王国などのイスラーム教国が台頭することとなる。

オランダとイギリスの進出

17世紀にはいると、ネーデルラント連邦共和国（オランダ）が進出し、1641年にマラッカのポルトガル人を追放してオランダ領とした。その後、東南アジアの支配権をめぐるオランダとイギリスの抗争の舞台となったが、オランダがフランスに占領されたナポレオン戦争中にイギリスが奪取、1824年のイギリス＝オランダ協定によりマラッカのイギリス支配が認められ、代わりにオランダはスマトラ島のベンクーレンを獲得した。イギリスは1826年、この地を海峡植民地の一つに加えた。

こうしてかつてマラッカ海峡を挟んでマレー半島とスマトラ島にまたがる一つの国であり、文化圏で会ったマラッカは、マレー半島がイギリスへ、スマトラ島がオランダへと分断されて植民地化された。

マラッカ・シンガポール海峡とは

マラッカ・シンガポール海峡は「マラッカ海峡」と「シンガポール海峡」の2つの海峡で構成されています。それぞれの海峡の長さ、幅はつぎのとおりです。

マラッカ海峡：長さ：約970km
幅：西口 396km 東口 20km

シンガポール海峡：長さ：約90km
幅：西口 20km 東口 35.7km

マラッカ・シンガポール海峡は、年間12万隻以上の船舶が通航する世界で最も混雑している海峡の1つです。

マラッカ・シンガポール海峡には、「分離通航帯」(Traffic Separation Scheme:TSS)が設けられています。これは、道路の通行帯と同じ仕組みですが、海の場合は右側通行となっています。一定以上の大きさの船舶は指定された通航帯内を航行しなければなりません。

